

## 平成23年度第1回文学部学生・教員懇談会概要

1. 日 時 平成23年6月7日（火）12時10分から12時50分まで

2. 場 所 法経学部第一会議室

3. 出席者 学生：21名

学部：17名

山田学部長、石井評議員、三井学生委員長、佐藤学生委員会教員学生懇談会担当、木村学生委員、岡部学生委員、米村留学生委員長、栗田留学生委員、菅野留学生委員、高留学生委員、實森行動科学科学科長、西村国際言語文化学科長、吉田教務委員長、上村広報委員長  
鈴木文学・法経学部事務長、酒井学部学務グループ専門員、行木学部学務グループ主任

本部：8名

長澤理事、千々岩教務課長、佐藤図書館情報サービス課長、堀切教務課副課長、塚瀬教務課副課長、田中中学生支援課副課長、図書館職員2名

4. 概 要 学生からの意見、要望のうち、主要なものは次のとおりである。なお、後日の調査結果、検討結果については※で示した。

### I 留学生向けの掲示について

Q 留学生のための奨学金募集の掲示を留学生課だけではなく、文学部の掲示板にも掲示してもらいたい。

A 留学生に関する奨学金については留学生課の方で担当し、ホームページ、国際教育センターで掲示を行っているが、文学部でも掲示できるのかを学部が留学生課と相談してもらいたい。（教務課）

※その後の調査によれば、近年においては留学生課で確認できる情報は、部局においても同様に掲示等によって周知されている。

### II 図書館改修に伴う措置について

Q 学科の中で最近の図書館の状況について不満が噴出している。6月2日から一部参考図書の使用が停止になった。その情報の提供が非常に悪く、図書館に大きな掲示もなく、ある日突然ホームページのニュース欄に、参考図書が「使用停止になります」と出て、みんな噂のレベルで情報が伝わっていった。情報提供する時に統合メールシステムをなぜ使用しなかったのか。書庫と集密がセキュリティの問題、地震の影響などにより開放時間が

短くなっているので、5時限後も開放して欲しい。雑誌が閲覧できない状態になっている。千葉大学の蔵書としてあるにも関わらず、国会図書館や他の大学等に行くための交通費、複写費などの経費がかさみ大変になっている。図書館の状況について図書館職員に聞いても、「こちらではわかりかねます」ということが多く、図書館内での情報共有がしっかりしていないのではないかと。図書館の資料がないと研究や授業を進めることができないので、今の状況を改善してほしい。

A 意見はもっともなことであり、図書館としても反省をしている。ご指摘のように情報がみなさんに伝わらなかったことについては、今後このようなことがないように、早めに納得できる情報をみなさんに伝えていくようにする。書庫の利用については、時間外、夜間は特に人手が少なくなり細かく対応ができない状況であるが、カウンターに申し出てほしい。雑誌に関してはご指摘のとおり、当初は3月末に工事が終了し、7月から利用してもらう予定であったが、大震災の影響によりスケジュールが変更になってしまった。雑誌の利用についての図書館の対応としては、本館に所蔵してある雑誌であればコピーを無料で提供する。(図書館)

### Ⅲ 特別入試の合格発表について

Q 外国人留学生試験の合格者発表については、構内の掲示の他に、日本人の場合はインターネットでも公表しているが、外国人留学生については公表していない。外国に住んでいる受験者からすると確認がむずかしかったので、文学部だけの問題ではないと思うが、インターネットで留学生の合格発表を載せて欲しい。

A 全学的に対応するのか、各部局で対応するのか、部局で足並みを揃えてというのであれば入試関係の会議で整理する必要があると思うので、そういう意見があることは担当の入試課へ伝えて検討する。(教務課)

※文学部でも検討したが、文学部の保有する資源の範囲内という制約の下では、電子情報の安全性を確保すること(内容改ざんの防止)が現状では困難であり、部局独自に実施することは断念せざるを得ない。

### Ⅳ 教育職員免許状の取得について

Q 教員免許資格取得についてとシラバスの書き方についての2点要望がある。

資格の個人申請について。シラバスに個人申請ができると記載されているが、所定の単位を修得していれば他の学科で取れる資格についても記載してもらえればわかりやすくなり、もっと資格を取る人も増えるのではないかと思う。

もう一つは「教科又は教職に関する科目」についてだが、教職に関する単位が適用されないとされた。教育心理学、教育制度論などを教科又は教職に関する単位に充当できると勘違いしてしまう学生がいるのではないかと、特に中学、高校両方取得する人に間違いが起りやすいのではないかと。「教科又は教職に関する単位」については、教科に関する科目を取

得しなければならないことをシラバスに記載して欲しい。

A きちんとした根拠を調査して回答する。履修案内の記述等についての改善は教務委員会で検討する。

A 個人申請について教育委員会に確認したところ、現状では個人申請は4月初旬に申請すると、5月1日付けにて6月下旬頃に取得することができる。

※「教科または教職に関する科目」に充当できる単位については、その後調査結果を掲示した。次年度の履修案内の文面は、より誤解を生じにくい表現に改訂することになっている。

## V 無線ランの設置について

Q 大学の無線ランを文学部で使用できるようにして欲しい。

A 文学部は法経学部と共通で使用するスペースが多い。法経学部では情報委員会の結論として、セキュリティ上問題があるので無線ランをつけないという結論を出したとかつて聞いたことがある。文学部で検討して合意ができれば、文学部棟の中の一部につけることは可能であると思われる。

## VI 文学部共通科目について

Q 文学部共通科目の数を増して欲しい。

A 文学部共通科目については、文学部の教務委員会の今年度の重要課題としている。文学部共通科目の開講数については、文学部できちんと対応することを考えており、教務委員会で議論する。

## VII 学芸員資格取得に関する履修について

Q 学芸員に関することだが、博物館資料論という科目は、博物館資料論Aが歴史系、博物館資料論Cが美術系になっており、文学部履修案内によると、Aを履修しなければ資格がとれない。これを何とかして欲しい。

A 文学部の要項の中に学芸員資格について、文学部のことしか記載されていないのに対して、普遍教育の『ガイダンス 2011』では歴史系、自然史系、美術系、環境科学系と、学芸員資格は全学でこういうふうに行っていますと記載してある。文学部の要項にも同じような説明が必要だと思うし、その点に関する交通整理はしなければならない。今後の課題であると認識している。